

参考

インターネットの書き込みによる人権侵害について

インターネットの書き込みにより、人権侵害の被害にあわれた場合

まず、最寄りの法務局へ人権相談を

名誉毀損罪等により犯人の処罰を希望される場合

最寄りの警察署、各都道府県警本部の
サイバー犯罪相談窓口等をご案内します

書き込みの削除を希望される場合

法務局職員又は人権擁護委員が
詳しくお話をおうかがいします

相談者ご自身で削除依頼をされる場合

プロバイダ等への削除依頼等の
具体的方法を助言します

相談者ご自身で削除依頼をすることが困難である場合 又は 相談者ご自身で削除依頼をしたが応じてもらえなかった場合

法務局において、当該書き込みの違法性を判断した上で、プロバイダ等へ削除要請をします
(ただし、強制力を伴わない任意の措置にとどまります)

法務局の削除要請にも応じてもらえなかった場合

裁判所に削除の仮処分命令の申立てをする方法をご案内します

(法務局が申立てを代行することはできません。相談者ご自身で申立てをするのが困難であれば、弁護士等に相談していただくことが考えられます。資力の乏しい方は、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助(弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え)をご利用いただくことができます。)

法務省HP

インターネット上の人権侵害をなくしましょう

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>

参考

SNSなどで
誹謗中傷を受けた
お困りの方へ

SNS等で 誹謗中傷をした者の 情報開示の裁判 手続が より簡易になりました。

2022年
10月1日から
施行

プロバイダ責任制限法が改正され、
新たな裁判手続が始まりました。

Q. 改正により何が変わるのでしょうか？

新しい手続では、対面の審査が必須でなくなること等により、情報開示までの期間の短縮が見込まれます。
また、これまでの制度では、発信者の情報開示を請求するためには、法的専門家とインターネット技術事業者
に対して、別々に裁判を行う必要がありましたが、これからは、一体の手続で済ませることも可能になります。

(例*) 期 間：半年～1年半 → 数ヶ月～半年 手数料**：15,000円 → 1,000円**

*1 個別の事案により異なります。 **1 弁護士費用等別途必要な費用があります。 **2 1 単位あたり。

 **総務省**
Ministry of Internal Affairs and Communications

プロバイダ責任制限法 総務省



総務省HP

インターネット上の違法・有害情報に対する対応（プロバイダ責任制限法）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syo_hi/ihoyugai.html

参考

インターネット上の誹謗中傷をめぐる
法的問題に関する有識者検討会

取りまとめ

令和4年5月

公益社団法人 商事法務研究会

(公社) 商事法務研究会

インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する
有識者検討会 取りまとめ (削除の判断基準等を法的
に整理したもの)

<https://www.shojihomu.or.jp/list/internet-chusho>